

秋田市農委告示第 9 号

次の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、秋田県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて告示する。

令和 7 年 7 月 30 日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 共有者不明農用地等の所在等【秋田市】

所在・地番	地目	面積 (㎡)	権利の 種類	内容	始期	存続 期間	借賃の相手方	方法
金足岩瀬字松 館大平66番 2	田	92	使用貸 借権	水田	公告日 の翌日	20年	公益社団法人 秋田県農業公社	－

2 この告示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1および農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この告示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

- 5 不確知共有者がこの告示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。